

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年3月31日）及び資格取得日（昭和34年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月31日から34年9月1日まで

中学を卒業後、昭和28年3月18日から35年1月末まで、A社で正社員として織機の整備等の仕事をした。途中で退職していないのに、厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で申立期間に同一業務に従事し被保険者期間が継続している同僚は、「申立人は申立期間も辞めないで、織機の整備を担当していた。その間勤務内容に変化は無かった。」「申立人と一緒に職場旅行でB町に行った。」と証言しており、申立期間及び申立期間前後に被保険者記録のある複数の同僚も、「申立人はCちゃんと呼ばれ、私がA社で働いていた時期に辞めていない。」と証言していること、及び申立人が申立期間中の昭和33年10月24日に職場旅行したB町で写した写真を提出していることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間前後に被保険者記録のある同僚14人のうち、13人について当該期間において厚生年金保険の記録が継続している上、当時の給与担当者は、「申立人は中学卒業と同時に同社に入社し、途中休むことなく真面目に勤務していた。厚生年金保険被保険者資格が途中で欠落する特別な事情は思い当たらない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和33年2月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年3月から34年8月までの保険料の納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜厚生年金 事案 1822～1830（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 平成20年6月30日

A高校から支給された平成20年6月の賞与の記録について、同校からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A高校が保管する〈保険料控除資料〉（別添一覧表参照）から、申立人は、申立期間において〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件9件（別添一覧表参照）

[標準賞与額相違用]

別添

一 覧 表

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	保険料控除資料	標準賞与額
1822			男	昭和53年生		給与簿乙	47万 円
1823			女	昭和51年生		給与簿乙	47万 円
1824			女	昭和58年生		給与簿乙	39万 9,000円
1825			女	昭和57年生		給与簿乙	40万 9,000円
1826			女	昭和58年生		給与簿乙	38万 9,000円
1827			男	昭和23年生		報酬支出内訳書兼領収証書	7万 1,000円
1828			男	昭和45年生		給与簿乙	18万 2,000円
1829			男	昭和60年生		給与簿乙	13万 2,000円
1830			男	昭和58年生		給与簿乙	14万 1,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月頃から 58 年 1 月 5 日まで

A社を退職後、大型免許を取得し、昭和 50 年 11 月にB社（現在は、C社）D営業所に入社した。入社した時から、厚生年金保険に加入させてもらった記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の元社長の妻から提出された在籍証明書及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「会社に頼んで社会保険に加入させてもらった。」「勤務開始時期と厚生年金保険加入時期が異なっている。」と供述している上、上記の元社長の妻は、「本人の希望で厚生年金保険に加入しないこともあった。」と回答していることから、B社においては、全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C社の現在の社長は、「自分は3代目であり、当時の書類は何も残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、E市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間において、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1832 (事案 269 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月20日から32年6月1日まで
前回の申立てについての判断に納得できないので、前回と同じ申立内容で再審議をして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がA社において勤務していたことは推認できるものの、事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に、申立人の資格取得日が昭和32年6月1日と記帳されている上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、連続している。

また、事業主は、「申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格取得に関する届出を行っていない。」「申立期間に係る保険料を納付していない。」と回答していること等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てについて、申立人から保険料控除を示す新たな資料等の提出は無い。

このことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
④ 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
⑤ 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
⑥ 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
⑦ 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
⑧ 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

昭和 35 年 4 月に A 社に入社し、43 年 4 月に退社した。入社時の初任給は 1 万 4,500 円だったが、標準報酬月額の記録は 1 万 2,000 円になっている。また、入社翌年から毎年 4 月に定期昇給していたが、昇給月である 4 月に標準報酬月額が変更されていない。申立期間①については、1 万 4,000 円、申立期間②については、1 万 8,000 円、申立期間③については、2 万円、申立期間④については、2 万 4,000 円、申立期間⑤については、3 万 6,000 円、申立期間⑥については、4 万 2,000 円、申立期間⑦については、5 万 2,000 円、申立期間⑧については、6 万円であると思う。調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同期入社と同僚から提出された A 社における昭和 35 年 5 月から 43 年 4 月までの給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額となっている上、毎年 4 月又は 5 月には保険料控除額が改定されていないことが確認できる。

また、申立人は、昇給月である 4 月に標準報酬月額が変更されていないと主張しているところ、申立人と同じ昭和 35 年 4 月 1 日に A 社 B 本社で資格取得した 71 名及び申立人と同時期に申立人と同じ事業所に勤務した複数の同僚のオンライン記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険

者原票の標準報酬月額の記事と一致しており、申立期間を通じて、4月に標準報酬月額の改定が行われた記録のある同僚は確認できない。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。